令和８年度　第１回　葛飾区入札監視等委員会議事概要

１　日　時

令和８年 10 月 26 日（月）午前９時 52 分から午前 11 時 25 分まで

２　場　所

葛飾区役所７階 705 会議室

３　出席者

⑴　委　員

宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員（全員出席・順不同）

⑵　事務局

今井直紀総務部長、五十嵐徹契約管財課長ほか契約管財課職員５名

４　開会及び報告

⑴　開会

事務局	出席委員は定足数を満たしているため、ただいまから令和８年度第１回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

⑵　委員紹介

石川　隆之	税理士
宇田川　博史	弁護士
金子　雄一郎	日本大学理工学部教授・博士（工学）

⑶　委員長の選出及び委員長職務代理者の指名

委員の互選により、委員長は宇田川委員に決定した。
委員長の指名により、委員長職務代理者は石川委員に決定した。

⑷　庶務報告

ア　傍聴人について

事務局より、傍聴人はいない旨報告した。

イ　令和７年度第２回委員会議事概要の公表について

事務局より、令和７年度第２回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

５　議　事

⑴　令和７年度入札契約等執行状況（１月１日～３月 31 日分）及び令和８年度入札契約等執行状況（４月１日～６月 30 日分）について

事務局より、令和７年度（令和８年１月１日から同年３月 31 日まで）の入札及び契約手続の運用状況及び令和８年度（令和８年４月１日から同年６月 30 日まで）の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

発言者	質疑内容
Ａ委員	「見積競争による随意契約」とは、どのようなものか。
事務局	入札手続は行わないが、選定した複数の事業者から見積書を徴取し、価格を比較して契約相手を決定するものである。
Ａ委員	随意契約の割合は、他の自治体と比べて高いのか。
事務局	自治体ごとに制度や集計方法が異なるため、比較可能な統計は持ち合わせていない。令和８年度分では、学校給食調理業務委託の長期継続契約が随意契約の件数及び金額の大部分を占めている。学校給食調理業務委託は、プロポーザル方式により事業者選定を行っているため、契約方法としては随意契約としている。
Ｂ委員	長期継続契約の案件が年度当初に多いのはなぜか。
事務局	年度当初から履行する業務を４月１日付けで契約するため、件数は年度当初に集中する。

⑵　指名停止措置の運用状況について

事務局より、令和８年２月４日から同年 10 月 25 日までの間に実施した 31 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

発言者	質疑内容
Ｂ委員	履行遅延で指名停止とする場合、遅延日数に応じて指名停止期間を決定しているのか。
事務局	そのとおりである。遅延日数が７日以上 30 日以下の場合は１月から６月の範囲で、31 日以上の場合は３月以上 12 月の範囲で指名停止期間を決定している。
Ａ委員	正当な理由がなく契約辞退したことにより指名停止となっているが、正当な理由の有無については、どのように確認しているのか。
事務局	事業者にヒアリングや理由書の提出を求めるなど、契約を辞

	退した理由を確認している。実例では、入札金額の入力を一桁誤った、総価金額ではなく単価の金額で入札をしたなど、落札価格では履行ができないため、契約を辞退するという理由が多い。
Ｃ委員	工事成績不良により指名停止となった事業者があるが、工事成績不良と落札率に因果関係は認められるのか。
事務局	当該案件の落札率は 90.12％となっており、著しく低いものではない。施工管理の不手際や工事主管課からの指示に対する対応の遅れなどが積み重なり、工事成績点が低い結果となった。最終的な工事成果物は、引渡しを受けることができる状態ではあった。

⑶　入札参加除外措置の運用状況について

事務局より、令和８年２月４日から同年 10 月 25 日までの間に入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

発言者	質疑内容
質疑なし	

⑷　低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より、令和８年２月４日から同年 10 月 25 日までの間に低入札価格調査制度を適用した案件はなかった旨報告を行った。

⑸　抽出審議

令和７年度（令和８年１月１日から同年３月 31 日までの間）の入札及び契約手続の中から、委託２件（指名競争入札）と主管部課契約１件の３件、令和８年度（令和８年４月１日から同年６月 30 日までの間）の入札及び契約手続の中から、委託１件、工事１件、単価契約（売却を除く）１件、主管部課契約１件の４件、計７件について事務局より入札経過等の説明を行った。 なお、今回の審議案件の抽出は、金子委員が行った。

ア　委託（令和７年度）

番号	案件名	契約方法
№2950	葛飾区二上保育園地歴調査・土壌汚染調査業務委託（債務負担行為）	指名競争入札

発言者	質疑内容
Ｃ委員	落札率が 39.2％と低いが、履行上の問題はないのか。
事務局	予定価格は、複数者から下見積書を徴取し、そのうちの最低見積価格を参考に設定したものである。また、入札に当たっては、最低制限価格の設定をしていないため入札は有効であるが、予定価格よりも著しく低額であったことから、労務費等にしわ寄せをすることがないよう誓約書の提出を求めた。現在も履行中であるが、履行品質に特に問題はない。
Ｃ委員	予定価格と落札価格に大きな差が生じていることについて、その要因はどのように考えているのか。
事務局	複数者から徴取した下見積については、それほど大きな価格差はなく、各事業者に同一の見積条件を提示している。一方、実際の入札価格は予定価格の 39.2％と著しく低額となった。
Ｃ委員	仮に人件費に係る部分で削減している場合は、適正な価格での契約とは言えない。一般論として、そういった低価格入札を防ぐため、最低制限価格の設定や、労務費がきちんと支払われているかどうかの確認などが必要である。また、今後、同種の契約を発注する際には、内容を精査の上、予定価格を設定するべきである。
事務局	施工体制の効率化等により履行可能な価格であることについて、落札者から誓約書を徴取して確認している。具体的なコスト削減の内容や技術上の工夫、労務費への影響等について確認し、同種案件における予定価格の設定等に当たっての参考にしたい。
Ａ委員	調査業務の内容は、地歴調査のみで、土壌試料の採取・分析業務までは含まれないのか。
事務局	本業務委託では、まず過去の地形図や写真等の資料により土地利用の履歴を調査し、その調査結果を基に、土壌汚染の有無、種類を特定するために土壌試料の採取・分析を行う。令和７年度に地歴調査を行い、令和８年度に土壌汚染の概況調査及び詳細調査を行うものである。
Ｂ委員	この調査業務は、二上保育園園舎の解体工事及び外構工事に先立ち実施するものとあるが、二上小学校建築工事、既存校舎解体工事については届出済みとなっている。二上小学校建築工事、既存校舎解体工事に係る部分については、別事業者が調査

	を実施したということか。また、本契約で外構工事に係る部分を実施するのはなぜか。
事務局	二上小学校建築工事、既存校舎解体工事に係る土壌汚染調査は、建築工事の基本・実施設計業務委託の中で実施した。当該設計業務委託の期間中は、二上保育園は運営中で、土壌汚染調査を実施することができなかった。二上保育園は、改築した二上小学校内に併設され、移転したことから、調査が実施可能となった。外構工事については、二上保育園旧園舎を解体した後、学校敷地全体の工事として実施するため、外構工事に係る土壌汚染調査についても、本契約で実施するものである。

番号	案件名	契約方法
№2989	「全国みどりと花のフェアかつしか」警備業務委託（債務負担行為）	指名競争入札

発言者	質疑内容
Ｃ委員	警備業務の内容は、どのようなものか。
事務局	イベント開催期間中における複数会場の警備業務を一括して行うものとなっている。
Ｂ委員	イベント全体の収支状況については公表されるのか。
事務局	イベントに要した経費や来場者数など、全体的な結果については、区ホームページや広報紙などにより、所管課から公表されると思われる。
Ｂ委員	今後も同様のイベントを継続的に開催していくのか。
事務局	「全国みどりと花のフェアかつしか」は、本区のイベントとしては初めての取組であったが、今後については未定である。
Ａ委員	イベント規模に対する警備体制は適正であったのか。
事務局	仕様書では、警備員の配置人数を一律に指定するのではなく、開催内容や来場者見込み等を踏まえ、必要な警備体制を確保することとしている。

イ　主管部課契約（令和７年度）

番号	案件名
№71423	学校教育総合システム用ＬＡＮ敷設等作業委託（二上小学校新校舎移転等対応）

発言者	質疑内容
Ｃ委員	ＬＡＮの敷設作業であれば、受注可能な業者はほかにもいると思うが、特命随意契約とした理由は何か。
事務局	本契約の相手方は、学校教育総合システムの設計・構築及び保守を行っている。ＬＡＮの敷設作業に当たっては、既存ネットワークとの調整及びシステム全体の動作確認など、一体的な管理が必要であり、他事業者による施工では、システム全体の管理を行うことができないため、特命随意契約としているものである。
Ｃ委員	契約金額の妥当性は、どのように確認しているのか。
事務局	事業者から見積書を提出してもらい、内訳を精査した上で、価格調整を行っている。
Ｃ委員	同種の業務委託契約の金額と比較し、妥当性を判断しているということか。
事務局	そのとおりである。
Ｂ委員	契約期間が短いが、この期間内で複数校の作業を確実に実施できたのか。
事務局	既存ネットワークの設計・構築を行っている事業者であることから、期間内で履行可能なものとして契約しているが、履行期間が短い理由については主管課に確認したい。
Ｂ委員	作業の内容や量を考えると、十分な履行期間を確保できるように契約を締結するべきと考える。履行期間が短いことを理由に、事業者から契約できないと断られることも考えられる。
事務局	学校運営上、契約ができないという事態は避けなければならない。翌年度の教室利用の形態が決まらないと契約内容が確定しないと思われるが、十分な履行期間を確保して契約を締結するよう主管課に申し伝える。

ウ　委託（令和８年度）

番号	案件名	契約方法
№215	新小岩駅南北自由通路清掃業務委託	指名競争入札

発言者	質疑内容
Ｃ委員	予定価格を事前公表していることもあり、落札率が高い状況にあるが、競争性は確保されているのか。
事務局	本件については、８者による指名競争入札を実施した。指名

	業者数については、物品等業者指名要綱において、予定価格に応じて指名業者数が定められている。
Ａ委員	公共施設の清掃業務委託は、１年間を履行期間とする契約が多いのか。
事務局	清掃業務は、１年間を履行期間とする契約が多い。建物総合管理業務委託は、３年間の長期継続契約としているものが多い。
Ａ委員	区内業者限定の指名競争入札としているのか。
事務局	そのとおりである。
Ａ委員	区内業者の中で、毎年度指名業者を入れ替えているということか。
事務局	全般的に言えることだが、毎年度発注する業務の入札は、前回実績業者を優先的に指名することとし、それ以外については、指名業者が前年度と同じ組み合わせにならないよう入れ替えている。また、年度によって落札率は変動しており、常に高い落札率となっているものではない。

エ　工事（令和８年度）

番号	案件名	契約方法
№2338	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札

発言者	質疑内容
Ｃ委員	大規模な工事案件であり、施工能力審査型総合評価方式一般競争入札を実施しているが、評価値について伺いたい。
事務局	３者が入札参加し、１者が辞退した。入札した２者の価格差はあまりないが、施工能力評価点に７点の差があり、当該評価点が高い方の事業者が落札した。
Ｃ委員	１者辞退となっているが、設計図書を確認した上で入札辞退ということか。
事務局	設計図書を確認し積算した結果、予定価格内での応札ができないため入札を辞退したとの理由であった。
Ｂ委員	入札の公告文に取消線が引いてあるが、この表示方法の意味を教えてほしい。
事務局	公告文は共通様式を使用しており、案件に応じて、必要な項目は表示し、不要な項目には取消線を引くといった方法で運用

	しており、公告文の作成を簡便にしている。
Ａ委員	区内には、区民向けの屋内温水プールがあるが、既存のものと同じ形態で整備するのか。
事務局	新宿地区屋内温水プールは、学校プールの代替として活用する。区では、学校ごとにプールを整備するのではなく、民間スポーツクラブも含めた屋内温水プールを活用した水泳授業の実施を進めている。
Ａ委員	本工事の入札は、区内業者限定としているのか。
事務局	本工事に限らず、履行可能な区内業者が一定数見込まれる案件については、区内業者限定の競争入札を実施している。

オ　単価契約（売却を除く）（令和８年度）

番号	案件名	契約方法
№382	親水施設巡回点検委託（単価契約）	指名競争入札

発言者	質疑内容
Ｃ委員	点検業務委託ということだが、点検の結果、施設の不良箇所の修理も含まれているのか。
事務局	施設の巡回点検が主な業務であるが、清掃や整理、水質の分析などが含まれている。施設や設備の不良については、報告することとなっており、別途修繕契約により対応することになる。
Ｃ委員	巡回点検は、年間実施回数が定められていると思うが、単価契約としている理由はあるのか。
事務局	天候や現場の状況により、点検の必要回数に増減があるため、実績分に応じた金額を支払うことができるよう単価契約としている。
Ｃ委員	入札価格については、あくまでも予定数量に単価を乗じた額の総額ということか。
事務局	そのとおりである。
Ａ委員	総額が最も安かった事業者が落札するということか。それぞれの項目の単価については、比較しないということか。
事務局	総額が最も安かった事業者が落札となり、契約に当たっては、落札業者の単価をそのまま採用している。契約単価を入札者の中で最も安い単価に調整することはしていない。
Ｃ委員	落札者とそれ以外の者で入札価格に大きな開きがある。適正

	な履行が確保できているのか。業務の内容から、安全性の確保が求められる案件である。
事務局	予定価格の設定に当たっては、複数者から下見積を徴取し、参考にしている。当該落札者は、当該案件を連続して受注している。所管課からは、履行状況に問題があるとの報告は受けていない。

カ　主管部課契約（令和８年度）

番号	案件名
№10949	プラスチック製容器包装資源化委託（単価契約）

発言者	質疑内容
Ｃ委員	区内に処理施設はないが、近隣に処理施設を有する事業者と特命随意契約をする理由は何か。
事務局	プラスチック製容器包装の資源化処理施設は区内に存在せず、必要な処理能力、受入体制及び運搬経費の合理性を踏まえると、現状では本件を安定的・継続的に履行できる施設が限られている。以前は千葉県にある処理施設と契約していたが、輸送コストが大きかった。当該事業者が処理施設を近隣に整備し、受入れが可能となったことから継続して契約している。
Ａ委員	当該事業者は、会社としては区内業者であるが、処理施設が区外にあるということか。
事務局	そのとおりである。
Ｃ委員	プラスチック製容器包装の資源化業者は、増えてきているのか。
事務局	営業するためには免許が必要であり、行政需要に応じて免許が交付されるため、事業者が増えていく状況にはないと感じている。区では、プラスチック製品の資源化を進めており、処理需要が増えていくことが見込まれるため、受入先の確保が重要である。

⑹　苦情申立への対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
質疑なし	

⑺　入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
質疑なし	

⑻　葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より、葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。 ※　令和８年度（令和８年９月末現在）　26 件

発言者	質疑内容
Ｃ委員	令和８年度の審査実施状況として、審査の結果、増額に至った件数が 10 件で、金額にして約 5,400 万円となっている。前年度と比較すると、増額幅が大きいが理由はあるのか。
事務局	増減額の表示は、審査時点の積算額と審査後に修正した積算額の差となっている。小学校改築工事を２件実施しているが、審査後に積算を修正するに当たり、積算基準の改定が行われたことにより、増額幅が大きくなったものである。審査の結果、大きく修正したことによる増額ではない。
Ｃ委員	審査の結果、5,400 万円修正をしたように見えるので、記載方法を工夫してほしい。
事務局	記載方法について、見直すこととする。